

鎌倉日和

vol.44

鎌倉をはじめ各地の海水浴場も開設され、日常の夏が少しずつ戻ってきたと感じていた矢先に、またしても「第7波」がやってきました。今年こそはと夏休みに旅行の計画を立てている方も多いと思います。引き続きしっかりと感染対策をしながら、短い夏を満喫したいですね。

当事務所もこの夏に新しいスタッフをお迎えしました。新鮮な雰囲気のおかげで、猛暑やコロナに負けず元気よく日々の業務に取り組んでいきたいと思っています。

鎌倉ブランドのお客様

クグラパン®様

● クグロフ + ラパン = クグラパン® ●

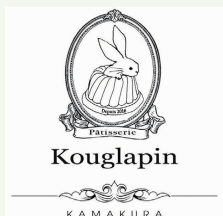
鶴岡八幡宮から金沢街道を数分歩いた場所にあるパティスリークグラパン様。ヨーロッパの田舎町にあるような、ブルーの瓦屋根がかわいらしいお店です。エグゼクティブシェフの笹岡鉄兵さんは、有名レストランや都内屈指のパティスリー勤務を経て、2016年鎌倉に独立開業しました。鎌倉の地を選んだのは奥様のご実家があったという理由ですが、「難しそうなお店」だと思っていたそうです。



店名の「クグラパン®」は、フランス・アルザス地方の伝統菓子の「クグロフ (Kouglof)」と「ラパン (lapin=フランス語でうさぎの意味)」を組み合わせた造語です。独立を目指し、地域にたくさんあるお菓子屋さんの中でいかに個性を出すかを考えた時に、笹岡さんがフランス・アルザス地方で修行をしていたところに毎日作っていたクグロフを真っ先に思い浮かべたといいます。クグロフは見た目も可愛く、日本で作っているところも少ないので、差別化に最適だと考えました。



そして、このクグロフはロゴにも使用していますが、クグロフ専門店だと誤解されないよう何か他のモチーフと組み合わせようと思った時、笹岡さん自身がウサギ好きだったことや、アルファベットで書いた時のつながりも良い「ラパン (lapin)」を組み合わせることを思いつきました。「クグロフ (Kouglof)」+「ラパン (lapin)」=クグラパン (Kouglapin) の誕生です。



● 商標登録をしようとしたきっかけ

ウサギを組み合わせることで、商標登録の必要性を感じるようになったと言う笹岡さん。なぜなら、ウサギはイラストの世界でも人気なので、自社のロゴに似たようなイラストが他社によってグッズなどで販売される可能性もあった

からです。都内で働いていたころのパティシエとしての師匠から、商標登録は絶対すると言われていたので、横浜の二俣川に2店舗目をオープンしたり百貨店で催事を行ったり事業が拡大しつつあるタイミングで、鎌倉商工会議所の勧めもあって商標登録を取得することにしました。

「ケーキを見ただけでクグラパンのケーキだとわかるようなケーキ」を目指してやってきたと語る笹岡さん。シーズンごとに特徴のあるケーキを毎年作り続けることで、徐々に認知されてきたように感じているそうで



す。これはまさに、ブランドが育っている証拠といえます。

そして、特徴的なケーキは見た目だけでなく、もちろん味も保証付き。「自分たちは作って楽しい、お客様も見て楽しい、食べて美味しい。そんなケーキ作りをこれからも続けていきたいですね。」

と語ってくれました。

また、そんな「食を楽しむ」ことへの想いはお菓子の世界だけにとどまりません。もともと鎌倉駅からちょっと離れたこの場所にお店を構えたのも、どうしてもカフェスペースを併設したく広さが必要だったからでした。「いつかはもっと広い場所で、食事やパンも楽しめるような施設をつくりたい。そのためにも、郊外でもわざわざ来なくなるようなところまでクグラパンブランドを育てていきたいと思っています。」



夢は言葉にしなければそこへ向かうことは難しいものです。クグラパン様の夢への実現に向け、これからもサポートさせていただきます。

Kouglapin 鎌倉本店

神奈川県鎌倉市小町 3-6-12
Tel 0467-84-9377
<https://kouglapin.cafe/shop>
shop 11:00 ~ 18:00
cafe 11:00 ~ 17:00
定休日 火曜日・水曜日



● 「商標権」と「著作権」 ●

クグラパン様は、お菓子のクグロフからウサギが顔を出したイラストをロゴとして商標登録を受けています（登録6490291号）。

商標登録により、このロゴには「商標権」が発生していますが、それとは別に、このイラストには「著作権」が生じています。

今回は、「商標権」と「著作権」の違いについて簡単に説明したいと思います。



著作権とは、特に出願の手続きをとらなくても、イラスト等が作られた時点で、その創作をした者に発生する権利

です。著作権者以外は、そのイラストを複製することなどができません。

一方商標権は、商標について出願して登録された時点で初めて発生する権利で、商標権者以外は、指定範囲において

商標の使用ができません。

いずれの権利も、他人の無断使用を止めさせたり、損害賠償を請求したりすることができます。

こう書くと、あまり変わらないというか、なぜわざわざ面倒な手続をとって、権利範囲も限定されている商標登録



をするのか？という気がするかもしれません。

その理由は、「ブランドを守る」という観点では、圧倒的に商標権の方が使いやすい権利だからです。

第三者が、クグラパン様のロゴとよく似たロゴを事業に使っていた場合、著作権にもとついてロゴの使用をやめさせるためには、「その第三者がクグラパンのロゴを真似した」ということを（依拠といいます）、クグラパン様側が立証しなければなりません。

「依拠」というからには、「たまたま似たようなロゴができてしまった」というケースでは権利行使が認められず、しかも真似したことを立証しなければならないというのですから、ハードルは高いです。



これに対し、商標権は第三者のロゴデザインが独自のもので、「たまたま似てしまった」というケースであっても権利行使が認められます。著作権を「相対的独占権」、商標権を「絶対的独占権」などと呼ぶ所以です。

イラストのロゴについて、同時に権利が発生することがあるという点で分かり難いところがありますが、著作権はイラスト等の創作を保護する法律であり、商標権はロゴを使う事業者のブランドを保護する法律です。

ロゴやキャラクターについて著作権が発生していても、事業のブランドを守るためには、商標登録を受けておくことが大切です。

弁理士 芦田 圭司

★ 暑中お見舞い申し上げます

6月に屋外でのマスク着用の基準も緩和され、毎朝ウォーキングで通勤している私にとって、少しだけ以前の生活に戻った実感があります。

それでも、「第7波」といわれるように、また感染者数が増えてきています。夏休みを前にこれ以上感染が拡大しないことを願うばかりです。

さて、上半期はご依頼の案件などから、商標登録に対する企業様の意識の高まりを感じます。企業様のお話からその理由をまとめてみると大きく2つあります。

一つは、商標登録にまつわる事件が世間を騒がせることが多く、自社のブランドをしっかりと守らないといけないという意識につながっていることです。「ゆっくり茶番劇」事件は最近のトレンドでしたが、私たちとしても、商標登録の影響や活用の仕方、ブランドを守ることの重要性について改めて認識させられた事例でした。



もう一つは、ブランド名の商標登録を取得していることでインターネット取引が有利に進められるようになったことです。Amazon ブランド登録をはじめ、EC サイト等が、ブランドを守るだけでなく、確かなブランドであることを保証し販売拡大につながる仕組みを整備しつつあります。

従来は、模倣品を販売する企業に対し直接交渉をしなければならなかったのですが、EC サイト等がそれを代わりに行ってくれるので心強いです。インターネット取引が有利になるというわけです。

この夏は、例年になく猛烈な暑さでのスタートとなり、暑い夏になりそうです。皆さまくれぐれもご自愛ください。

将星国際特許事務所
所長弁理士 渡部 仁

